

平成24年11月22日

新食品表示制度への意見

全国農業協同組合連合会
立石 幸一

1. 骨子

食品は、人の生命、健康を維持し支えるものであり、多様な価値を食品に求めています。食品を購入する際には、膨大な情報の中から自分の価値に照らして有益なものを手早く取捨選択するための情報提供が必要です。そのため、食品には、それらの情報が記載されていることが望ましいと考えます。消費者の多くは、加工食品の原材料は、どこで作られたものか、原材料に何が入っているのか、その原材料の産地はどこかを知りたいというのは、素朴な思いであり、国内産の農畜産物を原料とする加工食品を消費したいと思われている消費者は大変多いと考えております。

しかし、多くの加工食品は、原料の原産地が表示されておらず、消費者が国産品を選択したくても選択できない状況となっており、国内産の農畜産物が使用されていないにも関わらず、国産原料で製造されていると誤認を与えている加工食品も多くあります。

この議論は、これまでも何度も何度も繰返されてきた議論であり、その度にまとまらず、先送りされてきました。

生産者団体としては、このように誤認を与えている表示実態を是正し、公平公正な競争と秩序ある流通を確立するためにも、原料原産地表示の拡大を強く求めます。

これまでの品質の差異の有無を要件とする基準を改め、中食・外食を含めた情報提供のあり方についても整理し、早急に新たな基準作り着手するよう求めます。その際には、これまでのように「たたき台」を示さず検討会に議論を委ねるのではなく、韓国の実例や東京都条例での調理冷凍食品の原料原産地表示制度等を参考にし、拡大に向けての具体的な「ルール」を用意したうえで検討会の場に付すよう強く望みます。

2. 消費者に誤認を与えている具体的な事例

(1) 実質的な加工が国内で施された場合の誤認

輸入された加工食品は原産国（加工地）を表示するが、景品表示法は原産国を「その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行われた国」と定義していることから、輸入原料を使用して国内で調理・加熱をした加工食品は原産国が日本となり、原料原産地表示の対象外となる。

ア. 輸入した生の冷凍鶏肉を、国内で解凍小分けして販売する場合は、生鮮品として原産地の表示義務があるが、輸入した生の冷凍鶏肉を国内で解凍して調理・加熱済みの焼き鳥や唐揚げとして販売した場合、表示義務はない。

イ. 冷凍で製品輸入された味付の焼き鳥が、国内で小分けして包装加工されたものは、輸入品として原産国（加工地）表示がされるが、串刺し生肉が冷凍で輸入され、国

内で調理・加熱された場合は、原産国は表示されない。

これらの商品は、国産品と誤認されている恐れがあり、また鶏肉調製品として税率が優遇されるため、国内の鶏肉生産者に大きなダメージを与えている。

(2) 中間加工品での輸入による誤認

ア. 海外で製造されたハムを輸入した場合、製造地が原産国として商品に記載されるが、海外で下処理（1次加工）した豚肉を輸入し、国内で加工されたハムには原産国は表示されない。これらの商品は国産品と誤認されている恐れがあり、また豚肉調製品の関税は生肉より低く、このような形での輸入が増加している。

イ. 生鮮品は原産地の表示義務があるが、粒状、粉末状、フレーク状、液状、ペースト状等の中間加工品となった場合は、原産地表示の対象外となる。米粉や玉ねぎの粉末、トマトペースト、濃縮果汁等が海外から輸入され、国内で加工食品に利用されているが、原料原産地の表示義務がないため、国産品と誤認を与えている事例がある。

ウ. 東京都条例においても、調理冷凍食品は原産地表示の対象となるが、購入した輸入中間加工品を使用して製造した調理冷凍食品の場合は、原料の原産地も原産国も表示の対象から外れる。

(3) 何故か、当初から原産地表示義務が除外されている食品

加工食品の原料原産地表示については、現行の JAS 法では缶詰、瓶詰め、レトルトパウチ食品、調理冷凍食品に使用された原料については、表示義務の対象外となっている（東京都条例では調理冷凍食品は表示対象）。一方、レトルトパウチ食品のうち透明パウチ食品については、義務対象品目（22品目）が製品に 50%以上含まれる場合は、原料原産地の表示義務対象としている。このことは、消費者が購入時に外観から判別できないものは、情報開示しなくてもよいとの考え方が根底にあるのではないかと。

(4) 生鮮品に新たな属性を付加（加工）されることにより除外される食品

JAS 法上の加工の定義は、あるものを材料としてその本質は保持させつつ、新しい属性を付加することであり、火を通す、調味しただけで加工となる。従って、カット野菜にドレッシングをかけただけで原産地表示の義務は必要なしとなる。一方、食肉に調味液を加えたものは、「調味した食肉」に該当するので、義務表示の対象となり矛盾が生じている。

ア. 海外で下処理（1次加工）した豚肉を利用して作られたソーセージは、原料原産地表示の義務対象とはならず、関税も低いため、畜産加工品の原料としての利用が増え、国内産豚肉を圧迫している。

- イ. 義務対象となるカット野菜にドレッシング等をかけて調味したものは対象外。ただし、ドレッシングを別包装したものは対象。義務対象の乾燥野菜のうち、フレーク状または粉末状として販売されるものは対象外。
- ウ. 落花生は、炒ったり、あげたりした場合は表示対象となるが、砂糖をからめると対象外。
- エ. すりめは表示対象だが、細切若しくは細刻したのもも対象外となり、ローラーで延ばしたノシイカも表示対象外。
- オ. 生あんは、表示義務の対象だが、練りあん（加糖あん）は、生あんに砂糖を加えて加熱しながら、練ったもので義務表示の対象外。
- カ. 牛豚合挽き肉は対象で、つなぎを加えた合挽き生ハンバーグは対象外。（単に香辛料や調味料を用いてハンバーグ状に固めたものは対象）

3. これまでの経過

(1) 加工食品原料原産地表示拡大の「要件Ⅰ・Ⅱ」とその問題点

平成15年8月の共同会議にて、加工食品の原料原産地表示選定要件が次のとおり定められた。

- (要件Ⅰ) 原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうち、
- (要件Ⅱ) 製品の原材料うち単一の農畜水産物の重量の割合が、50%以上である商品原産地の品質の差異は、存在するという前提での協議が進められた。

現実には、原産地による原材料の差異は存在しているとは言い難く、加工食品の原材料である生鮮食品ですら、保管・輸送技術の向上、外国産の品質の向上で、国産との品質の差はほとんどない状況。この差異を「一般に認識されている」とする要件Ⅰは、要件としての的確性を欠いた非現実的な内容となっている。

(2) 加工食品の原料原産地表示の検討の場の変遷

- 「食品の表示に関する共同会議」（農水省、厚労省主催で平成21年8月まで45回開催）
- 「内閣府消費者委員会 食品表示部会」（平成21年9月消費者庁発足）
- 「加工食品原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会」（平成22年3月～7回開催）
- 「食品表示一元化検討会」（消費者庁主催 平成23年9月～24年8月 12回開催）

(3) 「食品の表示に関する共同会議での検討品目」（平成18年）

豆腐・納豆・みそ・しょうゆ・あん（加糖あん）及びあんを使用した和菓子、あんパン等・もち（もち米粉を使用したもの）・米菓（せんべい、あられ）・小麦粉・パン・うどん・クッキー・そば・バターピーナッツ・シリアル・果実飲料・野菜飲料・緑茶飲料・大豆油・食肉加工食品群（ハム、ベーコン、ソーセージ、牛タン、牛丼のもと、ローストビーフ、鶏の唐揚げ等）・魚介類冷凍食品（魚すり身、ポイルむきえび、いか、貝等）・のり加工品・こんぶ加工品・惣菜（おで

ん種大根等)・冷凍食品(フライ種)

⇒このうち緑茶飲料とバターピーナッツは、平成19年に表示対象商品に追加
その後は、黒糖とこんぶ巻きが平成22年に追加されただけである。

(4)「内閣府消費者委員会 食品表示部会」(平成22年3月～)

ア. 第3回消費者委員会食品表示部会(平成22年7月21日)

黒糖、こんぶ巻き、果汁、かつおぶし、食用植物油の5品目を協議

イ. 第5回消費者委員会食品表示部会(平成22年11月16日)

黒糖、こんぶ巻きが、要件Iを満たすとして、義務化へ

4. 東京都消費生活条例が掲げた視点

- ・消費者と事業者との間には、情報力、交渉力等の構造的格差を生み出し、消費者の安全や利益を損なうさまざまな問題が発生させてきている。～中略
- ・消費者と事業者とは本来、対等の立場に立つものであるとの視点から、事業活動の適正化を一層推進する。事業者は事業活動に当たって、消費者の権利を尊重し、消費生活に係る東京都の施策に協力する責務を有するものである。

(東京都消費生活条例より抜粋)

<中国産冷凍餃子事件発生から条例施行までの経過>

平成20年1月30日	中国産冷凍餃子事件発覚
平成20年2月	大手冷凍食品メーカーからヒアリング
平成20年3月	有識者から意見を聴取
平成20年4月末	<u>条例(案)答申</u>
平成20年6月	パブリックコメント
平成20年7月～	消費者向け講習会1回、事業者向け4回開催
平成20年8月25日	条例交付
平成21年4月1日	条例施行

5. 検討会に向けての具体的な視点

(1) 韓国や東京都の原料原産地表示の取り組みは、適用できないのか。

(2) コスト面への影響

韓国での加工食品の表示に関して一元化検討会の中で山根委員から、「原料原産地表示に係るコストは販売価格の0.07～0.25%にすぎない。事業者からも、公正な競争につながると評価が高い。」(韓国農村経済研究会「研究報告 R632」2011年11月)と報告されている。

(3) 外食、中食をどうするか。

(4) 景品表示法による原産国の定義(実質的な変更をもたらす行為が行われた国)の運用の見直し。

以上